

中央環境審議会 水環境部会
瀬戸内海環境保全小委員会（第10回）
(平成30年3月6日)

文化庁の施策



文化庁

文化的景観保護制度について

棚田や里山、歴史的な集落など、地域の生活・生業によって育まれた地域固有の土地利用が、日本各地で展開されています。

国は、こうした文化的景観のうち、①特に重要で、②保護の措置が講じられているものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき、**重要文化的景観**に選定します。

平成30年2月28日現在、全国で**61件**の重要文化的景観が選定されています。

国は、地方公共団体が行う、①調査、②保存計画策定、③整備、④普及・啓発の各事業に対して、原則として経費の2分の1を**補助**しています。



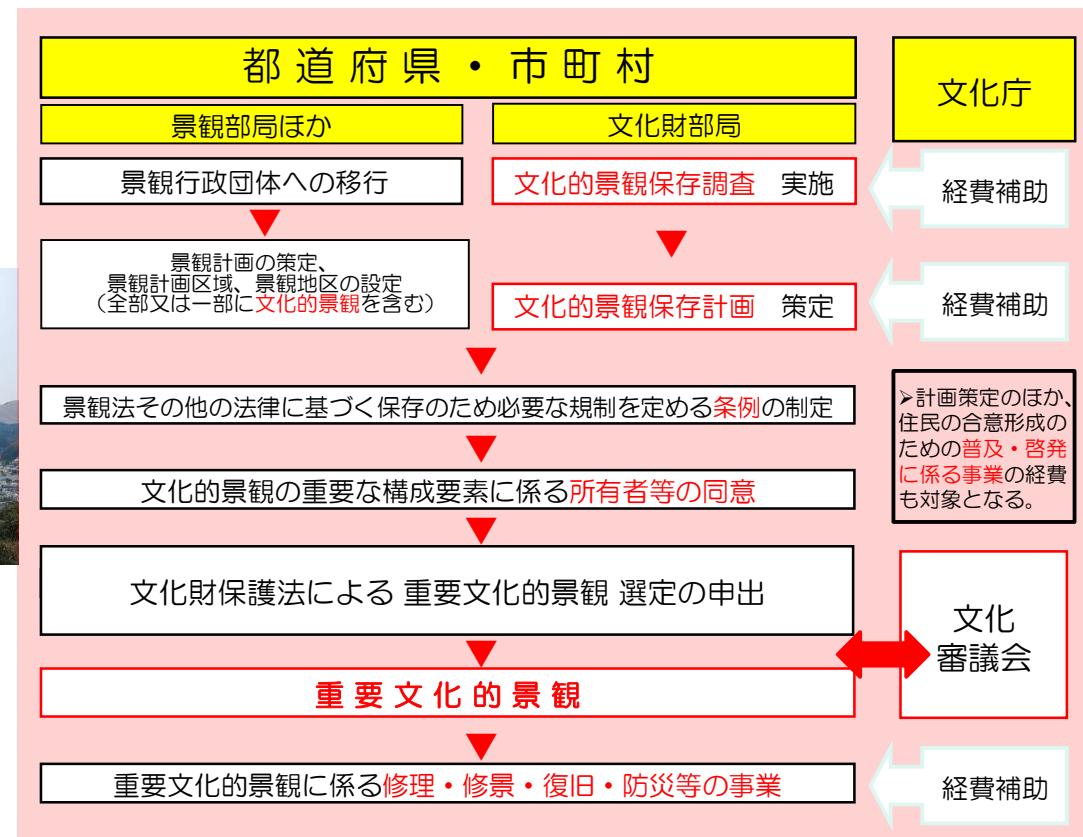
遊子水荷浦の段畑
(愛知県宇和島市)



別府の湯けむり・温泉地
景観
(大分県別府市)



田染荘小崎の農村景観
(大分県豊後高田市)





呉市豊町御手洗(広島県)

伝統的建造物群について

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(文化財保護法)

地域の住民と行政が主役!

市町村・市町村教育委員会

保存対策調査

集落・町並みの調査、住民の意見聴取等を行う。

保存条例制定

保存地区の決め方、保存の方策等を定める。

保存地区決定

保存計画策定及び告示

保存の基本方針や保存物件(伝統的建造物・環境物件)の特定、地区内の建物の保存整備計画等を定める。

重要伝統的建造物群保存地区選定申出

文化庁

経費補助

条例制定・改正を報告

地区決定・変更を報告

文化審議会選定の諮問・答申

指導助言



丸亀市塩飽本島町笠島(香川県)

重要伝統的建造物群保存地区

- ・修理、修景、防災事業、耐震対策等への国庫補助
- ・相続税、固定資産税、地価税の減免



福山市鞆町(広島県)